

# 「税務システム等標準化検討会個人住民税ワーキングチーム（WT）」

## 第2回議事概要

日時：令和2年8月4日（火） 13：30～16：00

場所：WEB開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

八木 由委子	浜松市財務部	市民税課	主幹
吉岡 勝	神戸市行財政局	税務部	市民税課 個人市民税指導担当 係長
大塚 樹里子	前橋市財務部	市民税課	主任
竹内 康真	三鷹市市民部	市民税課	担当課長（市民税係長兼務）
岩嶋 雄一	飯田市総務部	税務課	市民税係 主査
吉野 元久	富士市総務部	情報政策課	主幹
渡辺 美子	豊橋市財務部	市民税課	主査
濱口 香織	南国市税務課		課長補佐
本山 政志	埼玉県町村会情報システム共同化推進室		室長
藤本 紘	地方税共同機構システム部		運営管理グループ 主査
吉本 明平	一般財団法人 全国地域情報化推進協会（APPLIC）		企画部 担当部長
三木 浩平	内閣官房情報通信技術総合戦略室		政府CIO 補佐官

欠席：小林 佑輔 三条市総務部 税務課 係長

（総務省）

稲木 宏光	総務省自治税務局	市町村税課	住民税企画専門官
小野寺 徹	総務省自治税務局	市町村税課	課長補佐
阿久津 悠太	総務省自治税務局	市町村税課	住民税第三係長
久保 拓也	総務省自治税務局	市町村税課	諸税係・調査係 係長
小山 里沙	総務省自治税務局	企画課	電子化推進室課長補佐

### 【議事次第】

1. 標準仕様書たたき台（機能）の検討（機能要件「3. 更正」から「4. 交付」まで）
2. その他

### 【意見交換（概要）】

- 3.1.2. 未申告案内通知（催告書）・簡易申告書等作成について
- 未申告案内通知や未申告者に対する住民税申告書の印刷等についても外部委託しているため、当市の運用を継続するためにはデータ出力機能は必須と考えている。
- 団体ごとの運用や実施体制により、データ出力の必要性が異なると考えられるため、オプション機能として整理する。

■3.2.1. 調査情報管理について

- 現行運用では、本人、事業所、他団体それぞれに対して、本人特定、扶養者の特定、扶養者所得の確認といった調査を実施している。調査の種類ごとに調査の記録を残すことが必要と考えている。

→ ご意見を踏まえ、調査の種類ごとに記録を残すよう、仕様書たたき台に反映する。

■3.4.1. 特別徴収異動情報管理について

- 特別徴収義務者の異動届等にかかる同一事業所内の一括処理については、事業所単位に所属する複数の個人を転勤・退職の登録ができる機能があればよい。

- 特別徴収義務者の合併による異動処理を想定し、同一事業者内の対象者を一律で移動登録する機能は必要である。

→ 事業所単位に所属する個人を複数指定し、転勤・退職の登録ができる機能を追加する。

■3.6.2. 更正処理について

- 更正処理結果の確認として、処理対象年度、対象者、処理の内容、特別徴収事業者の紐づけ、併用徴収者の徴収区分ごとの処理内容、更正事由、徴収開始期（月）が正しいかを課税資料と比較して確認している。現行は変更通知書の形式で、更正の前後、変更なしの情報も含めて、個票に出力した情報と課税資料を見比べて処理結果の確認を実施している。

→ 更正処理結果の確認用資料として、更正前後の各種情報が印字される資料の出力機能を追加する。

■3.6.3. 更正処理について

- 証明書の即日発行は、非課税の方以外に対しては、運用で発行を制限している。

- 本市でも同様に非課税の未申告者方以外は、翌日以降の対応とする運用としている。

→ 運用の制限はあるが、システムの仕様としての発行の制限をかける機能は不要と判断する。

■3.6.5. 更正処理について

- 本人死亡の場合は通知書発行前に相続人が判明した場合は相続人宛、相続人が判明しない場合は本人宛に送付し、返戻後の調査を経ても不明の場合は賦課取消として対応している。

- 現行システムでは賦課保留を設定でき、調定処理の対象外となるため、標準仕様でも賦課保留の設定と事由の管理の機能を実装してほしい。

→ 標準仕様書での賦課保留の取り扱いを含めて、事務局で考え方を整理する。

■3.7.5. 職権修正について

- 強制入力が必要となるケースは現行システムの仕様起因するものと考えているが、強制修正の対象となるすべてのケースの抽出は困難と考える。

→ 強制入力を許容する仕様として整理するが、強制入力にかかる変更履歴は保持するよう、併せて要件化する。

■4.1.2. 特別徴収納入書発行について

- 本市では、特別徴収の税額変更があった場合でも差額分の納入書送付はしていない。特別徴収義務者での修正対応を依頼している。

- 本市でも差額分の発行はしておらず、当初課税時期に金額のない納入書を予備分も含めて送付している。

→ 納入状況を踏まえた差額納付書の発行は、オプション機能として追加する。

■4.4.4. 任意修正について

- システムの仕様上、最新の異動履歴が前回通知時点の内容と異なる場合、変更通知の前回通知分の印字

内容を通知時点の情報に修正して、通知書を作成する必要がある。

- 本市では、前回通知分の情報は異動履歴とは別に保持することができるため、同様の入力はいらない。
- 前回通知時点の情報を通知書に印字できるよう機能を整理する。

■4.5.3. 当日発行について

- 本市のシステムでは、更正処理を月3回実施しており、当該処理までの間は、入力履歴は保持せず、最新の入力内容が管理される仕様となっている。このため、更正処理前に最新の入力内容に基づき証明書を発行した場合は、証明発行日以降は入力を制限している。標準仕様においては、そのような制限が不要となるよう配慮が必要。
- 本市では、更新操作の都度、履歴が保存されているが、通知時点の情報は別に保持しているため、履歴情報が通知書の内容に影響することはない。また、不要な履歴が通知や証明書に影響しないよう、最新の異動履歴の取り消しや、指定した時点の情報まで遡る機能も実装している。証明書の印字内容については、通知書の発行日を参照して、通知時点の情報を出力する仕様としている。
- 更正の一括処理で決定日が登録される仕様となっており、決定日が入ったものを対象に通知書の発行処理が実施される。証明書については、決定日の設定後に更新された情報がある場合には、業務システムから発行する際にはアラートが表示され、コンビニ交付システムに対しては決定前の情報は連携しない仕様としている。
- ご意見を踏まえ、事務局案として仕様を整理する。

■4.6.1. 発行情報管理について

- 発行履歴について、通知書発行時点の賦課情報の確認ができれば、通知書のイメージ確認は不要だが、証明書については印字内容を確認できることが必要。
- 通知内容の任意修正機能が残るのであれば、通知内容の管理も必要。
- 証明書については証明書の印字内容が確認できるよう機能を追加する。通知書については、更正履歴の管理の考え方と合わせて全体を整理し、事務局案を提示する。

以上